

小山工業高等専門学校留学に関する規程

制 定 平成26年8月4日
最終改正 令和3年11月26日

第1章 総章

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第26条の6第2項の規定に基づき、本校の学生が外国の高等学校又は大学（以下「学校」という。）への留学（以下「派遣留学」という。）及び休学して学校への留学（以下「休学留学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 派遣留学

(許可基準)

第2条 派遣留学は、以下の各号に該当する場合に許可するものとする。

- 一 派遣留学先の学校が正規の教育機関であり、体系的な教育課程を有していること。
- 二 前号の学校に在籍することが許可されていること。
- 三 派遣留学の目的、理由等が当該学生にとって教育上有益であると認められること。

(申請及び許可)

第3条 派遣留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 派遣留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
- 二 その他、校長が必要とする書類

2 前項の願い出があったとき、校長は教務委員会の議に付し、前条各号の基準を満たしているものについては、これを許可するものとする。

3 前項の許可を受けた場合において、出国前に派遣留学の許可基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すことがある。

(期間)

第4条 派遣留学期間は、10ヶ月以上1年未満とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、派遣留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

2 派遣留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第5条 派遣留学期間が終了したときは、速やかに留学修了届（別紙様式3）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 派遣留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- 二 本人の派遣留学に関する報告書

第6条 復学の際の学年については、教務委員会の審査の結果に基づき、校長が決定するものとする。

(留学単位の認定)

第7条 第1学年、第2学年及び第3学年の学生については、派遣留学中の履修に係わる単位の認定は、個々の科目については行わず、派遣留学先の学校で良好に履修したと認

められる場合は、教務委員会の議を経て、一括して30単位を認め、評価は行わない。

2 第4学年、第5学年及び専攻科の学生については、派遣留学中の学校で修得した単位について、教務委員会又は専攻科委員会の議を経て、30単位を超えない範囲で本校の単位として認めることができる。

(卒業時の修得単位の特例)

第8条 派遣留学中の履修に係わる単位の認定を受けたものについては、第5学年の課程修了の認定を受け167単位以上の単位を修得しているときは、卒業を認めることができる。(学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規程第10条第4項第2号の括弧書き及び第13条の括弧書きの適用を除外する。)

第3章 休学留学

(申請及び許可)

第9条 休学留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願(別紙様式1)に次に掲げる書類を添えて、休学願とともに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 休学留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
- 二 その他、校長が必要とする書類

(期間)

第10条 休学留学期間は、3ヶ月以上1年未満とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、休学留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

2 休学留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願(別紙様式2)を休学に係る手続き書類とともに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第11条 休学留学期間が終了したときは、速やかに留学終了届(別紙様式3)を校長に提出しなければならない。なお、休学留学中の履修に係わる単位の認定を希望する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 休学留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- 二 本人の休学留学に関する報告書

(休学留学の単位認定)

第12条 休学留学中の学校で修得した単位については、教務委員会又は専攻科委員会の議を経て、30単位を超えない範囲で本校の単位として認めることができる。

第4章 履修期間の通算

(科目の評価)

第13条 学年の途中から派遣留学又は休学留学し、翌年度以降年度の途中で復学する場合は、派遣留学又は休学留学前及び復学後の期間を通算し、科目の評価を行うことができる。

(雑則)

第14条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年8月4日から施行し、平成26年7月1日から適用する。
- 2 留学規則(平成9年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年11月26日から施行する。

別紙様式 1

担任教員氏名

留 学 願
(派遣留学 ・ 休学留学)

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年
氏 名
保護者等氏名

私は、下記により留学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

1 留学理由

2 留学先の国名

3 留学先の学校名

4 留学先の学校所在地

5 留学先の住所

6 留学期間

自 年 月 日
至 年 月 日

担任教員氏名

留 学 期 間 変 更 願
(派遣留学 ・ 休学留学)

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

氏 名

保護者等氏名

私は、下記理由により留学期間の変更をしたいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

延長

1 留学 () の理由

短縮

2 留学先の国名

3 留学先の学校名

4 留学先の学校所在地

5 留学先の住所

延長

6 留学 () 期間

短縮

自 年 月 日

至 年 月 日

担任教員氏名

留 学 終 了 届
(派遣留学・休学留学)

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

氏 名

保護者等氏名

私は、下記のとおり留学期間が終了しましたので、届け出ます。

記

1 留学先の国名

2 留学先の学校名

3 留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 復学の期日 年 月 日

5 添付証明書等名
(単位認定を希望する者)